平成２１年（フ）第７４４号
兵庫県姫路市網干区垣内西町1795番地１アルバ・ソーレ102号
債務者　長富　健二
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９２２号
兵庫県姫路市野里堀留町３番34号　堀留ハイツ25
債務者　藤田　典子（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３５４号
鳥取県八頭郡八頭町郡家255番地　竹内住宅西１号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町福本25番地12
債務者　山本　政子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５７号
鳥取県鳥取市賀露町南２丁目２番５―42号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町南１丁目174番地
債務者　嶋岡　里美
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１号
鳥取県鳥取市秋里958番地７　秋里徳永借家１階部分、旧住所鳥取県鳥取市気高町北浜２丁目73番地
債務者　小原真理子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８８９号
広島市安佐南区八木５丁目23番３―201号
債務者　川上　侑太
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０９号
広島市中区江波西１丁目28番４―503号
債務者　久保隅奈津枝
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２４号
広島市安佐北区三入南１丁目２番４号
債務者　藤井　利弘
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１３６号
広島県廿日市市宮園２丁目８番地６
債務者　岩井　一晃
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１６号
広島県大竹市南栄２丁目12番５号
債務者　高石　優子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１９号
広島市南区向洋新町１丁目１番４号
債務者　村上　修三
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２２２号
広島市西区庚午中４丁目15番15―303号
債務者　浜田　　忠
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３号
広島県尾道市防地町２番17号　コーポ城山Ｂ棟
債務者　坪岡ひろみ（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第２２８号
香川県仲多度郡多度津町大字東白方443番地
債務者　曽根　初美
1　決定年月日時　平成22年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２０年（フ）第３３６２号
福岡県筑紫郡那珂川町今光８丁目６番２号
債務者　有川　千晴
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９５１号
福岡市博多区美野島１―８―18―１クレセント博多102号室
債務者　菅原由美子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３４９号
福岡県遠賀郡岡垣町東山田１丁目13番８号
債務者　西嶋　新一
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部